

○ あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（認定基準）</p> <p>第二条 法第二条第一項の学校及び養成施設に係る令第一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 十六（略）</p> <p>（認定に関する報告事項）</p> <p>第六条の二 令第一条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する養成施設にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 名称</p> <p>三 位置</p> <p>四 認定をした年月日及び設置年月日（設置されていない場合にあつては、設置予定年月日）</p> <p>五 学則（課程、修業年限及び生徒の定員に関する事項に限る。）</p> <p>六 長の氏名</p>	<p>（認定基準）</p> <p>第二条 法第二条第一項の学校及び養成施設に係る令第一条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 十六（略）</p> <p>（新設）</p>

(変更の承認又は届出に関する報告)

第八条の二 令第三条第三項(令第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめ、厚生労働大臣に報告するものとする。

一 変更の承認に係る事項(第七条第一項第八号に掲げる事項を除く。)

二 当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日までの期間

一 変更の届出又は通知に係る事項 当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間

(報告を要する事項)

第九条 令第四条第一項(令第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、公立の学校又は養成施設にあつては、第一号から第三号までに掲げる事項とする。

一 四 (略)

2 令第四条第二項(令第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

(認定の取消しに関する報告事項)

第九条の二 令第六条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項(国の設置する養成施設にあつては、第一号に掲げる事項を除く。)と

(新設)

(報告を要する事項)

第九条 令第四条(令第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、公立の学校又は養成施設にあつては、第一号から第三号までに掲げる事項とする。

一 四 (略)

(新設)

(新設)

する。

一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

二 名称

三 位置

四 認定を取り消した年月日

五 認定を取り消した理由